

US tax alert

EY税理士法人

米国の税務調査における 新フォーカス分野

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

IRSの「大規模多国籍事業者部局(Large Business and International Division (LB&I))」は税務調査フォーカス分野(Campaigns)を発表しました。すでに2017年1月31日に13項目、11月3日に11項目が特定されており、今回はパススルー主体の扱いを中心に新たに次の5項目が特定されています。

1. パススルー主体から個人構成員が認識する配賦所得が、所得税に加えて自営業税の対象として申告されているか(自営業税は従業員以外の身分の個人が支払う社会保障税で、日本の国民保険料に類似しているが米国では個人所得税の申告書上で計算・納付)
2. パススルー主体が最終申告書を提出した後も、パススルー主体が引き続き経済活動に従事しているケースがあり、その間の所得が適切に申告されているか
3. パススルー主体の持分譲渡からの譲渡損益が申告されているか、また申告されている場合には譲渡損益が正しく算定され、キャピタル・通常損益が正しく区分されているか
4. 適格スピンの付随費用が資産計上されているか
5. 償却対象資産、特に建物・構造物の部分的持分を除却した際の譲渡損益が正確に申告されているか

EYが発行した過去のフォーカス分野に関する英文アラートは、下記サイトからご覧になれます。

- ▶ [【EY Tax News Update 2017年2月2日】 LB&I announces first campaigns in new issue-based examination and compliance process](#)
- ▶ [【EY Tax News Update 2017年11月7日】 IRS announces 11 new LB&I campaigns](#)

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180322

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp